

令和 8 年 防災環境産業委員会資料

「生活環境に配慮した安全安心な社会づくり」

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 再生資源物ヤード対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2 | 不適正残土対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |

令和 8 年 8 月 17 日
県 民 生 活 環 境 部

再生資源物ヤード対策について

廃棄物規制課

1 現状・課題

(1) 条例による規制

- 金属スクラップやプラスチック等の再生資源物の不適正な保管による崩落、火災、騒音・振動等の発生を未然に防止し、生活環境の保全を図るため、「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」（令和6年4月施行）に基づき、再生資源物を屋外保管する事業場の設置を許可制（条例施行日に既に設置していた事業場は届出によりみなし許可）としており、保管基準や囲いの可視化等の基準を定め、規制している。

(2) 基準適合の状況（令和8年7月15日現在）

- 県内の再生資源物屋外保管事業場は合計 441 件、地域別では県西が 186 件、県南が 108 件などとなっている。
- 事業場に対して、条例に基づく立入検査を実施し改善指導を行っており、保管状況（積上げ高さ等）は 90% が適合、囲いの状況は、可視化の工事に期間や費用を要するため全体の 60% が適合となっている。

(3) 火災の発生

- 最近1年間ではプラスチックを屋外保管する事業場で4回の火災（坂東市内2回、常総市内2回）が発生したことから、条例に基づき、火災の発生や延焼防止のための措置を遵守させるとともに、火災延焼の一因ともなる保管基準違反の事業者に対して、厳正に対処していく必要がある。

【再生資源物屋外保管事業場の地域別件数】（令和8年7月15日現在）（単位：件）

地 域	県北	県央	鹿行	県南	県西	合計
事業場数	34	68	45	108	186	441

【再生資源物屋外保管事業場の改善状況】（令和8年7月15日現在）

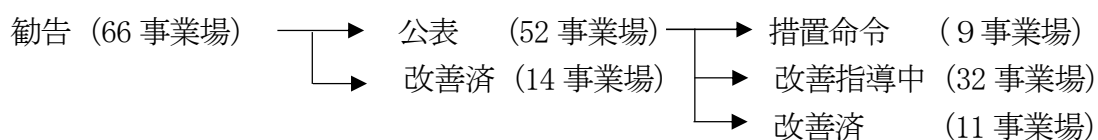
基準不適合の内容	事業場総数	改善状況				
		20%	40%	60%	80%	100%
保管状況が不適 ・ 積上げ高さが超過 ・ 保管単位（面積）が過大 等	441事業場	90%適合 (399事業場)				
囲いの状況が不適 ・ 囲いが未設置 ・ 囲いの可視化が未実施		60%適合 (263事業場)				

2 対応状況

(1) 県の対応

- 令和8年度から、県民生活環境部に「ヤード適正化対策チーム」を編成し、事業場が多く立地している県西、県南、県央地域に再生資源物監視指導員8名を重点的に配置するなど、監視・指導体制を強化するとともに、不適正な事業場への改善指導、行政処分など厳正に対処することとしている。
- これまでに、保管基準に違反する66事業場に対して条例に基づく勧告を行い、勧告に従わない52事業場の公表を行った。令和8年7月15日現在までに、11事業場で保管状況が改善され、32事業場が改善指導中となっており、公表しても期限までに改善されなかった9事業場に対して基準に適合するよう措置命令(令和8年6月26日)を行った。

【保管基準違反事業場への対応状況】(令和8年7月15日現在)



区分	事業場数
措置命令	9 事業場
改善指導中	32 事業場
改善済み	25 事業場 { 勧告により改善 : 14 事業場 公表により改善 : 11 事業場 }

(2) 国の対応

- スクラップヤードへの規制強化を行う改正廃棄物処理法が公布(令和8年6月19日)され、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業を許可制とし、保管又は再生の方法の基準を設け(今後、政省令を改正)、基準違反には改善命令、措置命令、罰則を適用とした。公布日から2年6か月を超えない範囲で施行となる。

3 今後の方向

- 条例に基づき措置命令を発出した9事業場については、履行期限までに改善されなければ許可取消し・刑事告発を行うとともに、改善指導中の32事業場についても改善が認められない場合には、同様に措置命令を発出するなど厳正に対処していく。
- 各事業場に対して、引き続き、定期的に立入検査、改善指導を行い、保管状況や囲いの状況に基準不適合がある場合は、条例に基づく勧告を行い、それでも改善されなければ、公表、措置命令など厳正に対処していく。
- 廃棄物処理法改正に伴い、今後、対象物品の保管又は再生の方法の基準が制定され、政省令が改正されることを踏まえ、本県条例についても見直しを行う。

不適正残土対策について

廃棄物規制課

1 現状・課題

(1) 残土条例と盛土規制法に基づく規制

- 土砂等による埋立てや盛土等について、生活環境の保全を目的とした残土条例と、災害の防止を目的とした盛土規制法（令和7年4月運用開始）に基づき規制

		県残土条例	盛土規制法
目 的		・生活環境の保全	・災害の防止
許可対象等		・土砂等による埋立て等の面積が 3,000 m²超 ・3,000 m²以下は、市町村条例の許可対象（市町村により適用下限値あり） ・市町村条例の適用除外でも県への届出が必要	・高さが 1 m 超の崖を生ずる盛土、高さが 2 m 超の崖を生ずる切土、盛土又は切土の面積が 500 m²超などの土地の形質変更 ・高さが 2 m 超かつ面積が 300 m²超などの一時的な土石の堆積
規制内容	災害の防止	—	・盛土や堆積の高さ ・法面の勾配 ・盛土の安定計算の実施 ・擁壁や崖面崩落防止施設の設置
	生活環境の保全	・土砂の性質等（PH や土壌環境基準等）	—
罰 則 (最大)		・拘禁刑 2 年以下 ・罰金 100 万円以下	・拘禁刑 3 年以下 ・罰金 1,000 万円以下 (法人重科 3 億円以下)

(2) 無許可埋立て等事案の状況

- 残土条例違反（市町村含む）の無許可埋立て等の令和7年度発生件数は 57 件で、ピーク時（令和3年度）の 105 件から大幅に減少している。（表1）
- 盛土規制法違反の無許可盛土等の令和7年度発生件数は 18 件で、そのうち 6 件は残土条例（市町村含む）にも違反した事案となっている。（表2）
- 市町村残土条例の適用除外[※]の悪用や、許可不要の建設資材と称して無許可で土砂等を埋め立てるなどの事例が見受けられる。

※市町村条例適用除外：都市計画法に基づく開発許可取得、適用下限面積内の埋立て等

（表1）残土条例違反の無許可埋立て等発生件数（市町村含む）（単位：件）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県 北	3	4	1	0	5	2
県 央	18	23	17	7	8	9
鹿 行	7	10	7	3	8	6
県 南	8	39	23	20	24	17
県 西	20	29	19	14	14	23
合 計	56	105	67	44	59	57

(表2) 盛土規制法違反の無許可盛土等発生件数 (単位: 件)

年 度	R7
県 北	0
県 央	4
鹿 行	5
県 南	4
県 西	5
合 計	18

うち6件は残土条例(市町村含む)にも違反

2 対応状況

(1) 監視・指導体制及び発見・通報体制

①監視・指導体制の強化

- 不法投棄等機動調査員(警察 0B など 10 名)を配置し、監視パトロールを強化
- Web カメラの配備拡充による常時監視・情報収集、ドローンによる上空からの状況把握・測量
- 民間警備会社に委託し休日夜間の監視パトロールを実施
- 県境付近において、警察と連携した過積載取締りを実施

②発見・通報体制の充実

- 不法投棄等通報アプリ「ピリカ」を活用し、位置情報や写真の投稿により早期発見
- 不法投棄等の情報提供者に係る報奨金制度の運用
- ボランティア不法投棄監視員の委嘱による監視パトロール

(2) 制度的対応

①残土条例改正による規制強化(令和5年6月施行)

- 市町村条例の許可の適用除外となる埋立て等について、県への届出を義務付け、県内すべての埋立て等を把握
- 事業主から発生元への書面交付と、発生元、運搬者による適合証明書の交付、携帯を義務付け、残土の発生から運搬、埋立て等までを規制
- 土地所有者に埋立て等の定期的な状況確認を義務付けるなど土地所有者責任を明確化
- 土砂等搬入禁止区域の指定により、事業主のみならず運搬者までも罰則を適用
- 改良土の利用基準を規定し、不適正な改良土を排除

②盛土規制法の運用(令和7年4月開始)

- 土木部、県民生活環境部の共管により執行(許認可: 建築指導課、県民センター 建築指導課等 監視・パトロール: 廃棄物規制課、県民センター環境・保安課等)
- 不適正事案を認知した際には、県民センター、廃棄物規制課、建築指導課、市町村等と合同で立入検査を実施して指導するほか、関係機関による対策検討会議において対応方針を決定し指導等を行っている。

3 今後の方向

- 引き続き、市町村や警察など関係機関と連携して、監視・指導体制の強化や発見・通報体制の充実を図り、不適正残土事案の早期発見、早期対応に努めていく。
- 行為者等に対して、早急に応急措置を施工させるほか、残土条例及び盛土規制法に基づき、行政処分、刑事告発を含めて厳正に対処していく。
- 不適正残土事案の撲滅に向けて、決して「捨て得」は許さない厳格な対応を図ることにより、「茨城は捨てづらい」環境づくりを進める。